

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

ご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急走行

消防車や救急車は、一刻も早く現場に急行し、消防活動や応急処置を行わなければなりません。

このため、消防車や救急車などは「緊急自動車」として、緊急時に一般の車両よりも優先して走行することが法律で認められています。

消防車や救急車などの緊急走行

300メートル離れた位置でも発光が確認できる赤色か黄色の警光灯を点滅し、90デシベル以上のサイレンを鳴らし走行。前照灯は上向き点灯が推奨されています。法定最高速度は時速80キロ(高速道路の対面通行でない区間は時速100キロ)です。赤信号や一時停止標識で停止する必要はありませんが、徐行して安全確認を行う義務があります。

緊急車妨害等違反

緊急自動車の走行を妨害した場合、普通車は1点減点となり、6千円の反則金が生じます。

故意に妨害した場合、2年以下の懲役か100万円以下の罰金に処せられます。

消防署からのお願い

【緊急自動車が緊急走行しているとき】

- 車両は、周りの状況に配慮して速やかに進路を譲り、交差点付近では交差点を避け、道路の左側で一時停止してください。高速道路では、本線に入ろうとする緊急自動車を妨げないでください。
- 自転車に乗っている人や歩道のない道路を歩いている人は、速やかに進路を譲ってください。

【車を駐停車するとき】

- 狭い道路では、緊急自動車の通行に支障がないように配慮してください。
- 消火栓や消防水利の標識が設置されているところ、防火水槽の吸入口や吸管投入口から5メートル以内の場所に、止めないでください。

サイレンを鳴らすことは義務付けられています。誘導員を確認でき次第、なるべく早めに止めますので、ご協力お願いします。



Event

防犯意識・防災意識を高めよう

安心・安全ふれ愛フェア

交通事故をはじめ、犯罪、火災や自然災害などを未然に防ぐためには、日ごろから防犯意識、防災意識を高めておく必要があります。

安心・安全ふれ愛フェアでは、今年も警察・消防・自衛隊などの各関係機関がブースを設置し、大人から子どもまで、防犯や防災に関する事柄を見て、聞いて、体験できるイベントを用意しました。ぜひ、お越しください。

- ◎日時 10月12日(月・祝) 10時～12時
- ◎場所 エミフルMASAKI 平面駐車場
- ◎内容 ○子ども向け自転車(電動アシスト、スポーツ用)の体験乗車 ○パトカー、白バイ、防災関係車両、消防車両や自衛隊車両などの展示・乗車体験 ○資機材の展示 ○みきゃんやまもる君など各機関のマスコットとの記念撮影
- ◎県消防防災安全課交通安全推進係 ☎912-2321